

平成20年（行ツ）第183号，第184号

平成20年（行ヒ）第204号，第205号

## 決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の名古屋高等裁判所平成19年（行コ）第25号損害賠償請求事件について，同裁判所が平成20年3月14日に言い渡した判決に対し，上告人兼申立人らから上告及び上告受理の申立てがあり，附帯上告人兼附帯申立人らから附帯上告及び附帯上告受理の申立てがあった。よって，当裁判所は，次のとおり決定する。

## 主 文

本件上告及び附帯上告をいずれも棄却する。

平成20年（行ヒ）第204号事件を上告審として受理しない。

上告費用及び上告受理申立費用は上告人兼申立人らの，  
附帯上告費用は附帯上告人らの各負担とする。

## 理 由

### 1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは，民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ，本件上告理由は，違憲をいうが，その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって，明らかに上記各項に

規定する事由に該当しない。

2 附帯上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件附帯上告の理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

3 上告受理申立てについて

本件上告受理申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない（なお、本決定により、本件附帯上告受理の申立ては、その効力を失う。）。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成22年6月24日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 櫻 井 龍 子

裁判官 宮 川 光 治

裁判官 金 築 誠 志

裁判官 横 田 尤 孝

裁判官 白 木 勇

当 事 者 目 録

岐阜県山県市西深瀬 2 0 8 - 1

選定当事者

上告人兼申立人・附帯被上告人兼附帯相手方

寺 町 知 正

岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼 1 0 4 8 - 1

選定当事者

上告人兼申立人・附帯被上告人兼附帯相手方

山 本 好 行

(上記選定当事者両名の選定者は別紙選定者目録記載のとおり)

岐阜県海津市海津町高須 5 1 5

被上告人兼相手方・附帯上告人兼附帯申立人

海 津 市

同 代 表 者 市 長 松 永 清 彦

岐阜県海津市海津町日原 3 3

被上告人兼相手方・附帯上告人兼附帯申立人

福 島 春 雄

岐阜県海津市海津町森下 3 8 8

被上告人兼相手方・附帯上告人兼附帯申立人

瀬 古 章

上記 3 名訴訟代理人弁護士

瀬 古 賢 二

岐阜県各務原市尾崎北町2-69

被上告人兼相手方 伊 藤 俊 樹

岐阜県美濃加茂市加茂野町今泉1247

被上告人兼相手方 内 田 鉄 男

岐阜市西野町2-4

被上告人兼相手方 大 杉 幸 靖

岐阜県美濃加茂市新池町3-3-24

被上告人兼相手方 渡 辺 武 彦

岐阜市市橋1-11-7

被上告人兼相手方 渡 辺 建 蔵

上記5名訴訟代理人弁護士

端 元 博 保

伊 藤 公 郎

池 田 智 洋

# 海津市の敗訴確定

## 最高裁決定 県に1700万円返還へ

県が海津市（旧海津町）に委託した長良川の渡船事業がずさんに運営されたとして、市民団体が市などに委託料約2200万円を県に返還するよう求めた住民訴訟で、最高裁第

2010.06.29 岐阜

1小法廷（桜井龍子裁判長）は28日までに、市側、住民側双方の上告を退ける決定をした。市などに約1700万円の返還を命じた2審判決が確定した。決定は24日付。

2007年5月の1

審岐阜地裁判決は「実情を反映していない委託料精算書や業務日誌を県に提出して委託料

を受け取った市の行為は違法」と判断し、約1900万円の返還を命令。08年3月の2審

名古屋高裁判決も支持したが、県が受けた損害額の算定方式を一部変更し、約200万円減額した。

1、2審判決によると、1995～99年度の渡船事業で船頭が常駐していなかったり、不正な報告書が県に提出されたりした。

真摯に受け止める

松永清彦海津市長 判決の結果を真摯（しんし）に受け止めて、対応してまいりたい。

## 長良川渡船訴訟 2審判決が確定

岐阜県が海津市（旧海津町）に委託した長良川の渡船事業がずさんに運営されたとして、市民団体が市などに委託料約2200万円を県に返還するよう求めた住民訴訟で、最高裁第1小法廷（桜井龍子裁判長）は、市側、住民側双方の上告を退ける決定をした。市などに約1700万円の返還を命じた2審判決が確定した。決定は24日付。

2010.06.29 毎日

07年5月の1審・岐阜地裁判決は「実情を反映していない委託料精算書や業務日誌を県

に提出して委託料を受け取った市の行為は違法」と判断し、約1900万円の返還を命令。08年3月の2審・名古屋高裁判決も支持したが、県が受けた損害額の算定方式を一部変更し、約200万円減額した。

1、2審判決によると、95～99年度の渡船事業で船頭が常駐していなかったり、不正な報告書が県に提出されたりした。

2010.06.29 読売

## 長良川渡船事業訴訟 海津市の敗訴が確定

岐阜県が同県海津市に委託した長良川の渡船事業の運営がずさんだったとして、同県の市民グループが同市などを相手取り、委託料約2200万円を県に返還するよう求めた住民訴訟の上告審で、最高裁第1小法廷（桜井龍子裁判長）は、同市に約1700万円の支払いなどを命じた2審・名古屋高裁判決を支持し、原告、被告双方の上告を棄却する決定をした。決定は24日付。同市などの敗訴が確定した。

1、2審判決は、海津市と渡船組合長が県との契約に反して船頭を常駐させなかったり、虚偽の業務日誌を提出したりするなどの違法行為を行ったと認定。ただ、2審が返還額を1審から約200万円減額したため、原告側が上告していた。

# 海津市などの敗訴確定

渡船事業  
住民訴訟  
最高裁、上告退ける

岐阜県が海津市（旧良川の渡船事業がずき海津町）に委託した良川に運営されたとしを県に提出して委託料を受け取った市の行為を認めず、住民側が市などに委託料約二千二百万円を県に返還するよう求めた住民訴訟で、最高裁第一小法廷（桜井龍子裁判長）は、市側、住民側双方の上告を退ける決定をした。市などに約千七百万円の返還を命じた二審判決が確定した。決定は二十四日付。

2010.06.29 中日

託料精算書や業務日誌を県に提出して委託料を受け取った市の行為を認めず、住民側が市などに委託料約二千二百万円を県に返還するよう求めた住民訴訟で、最高裁第一小法廷（桜井龍子裁判長）は、市側、住民側双方の上告を退ける決定をした。市などに約千七百万円の返還を命じた二審判決が確定した。決定は二十四日付。

一、二審判決によると、一九九五、一九九年度の渡船事業で船頭が常駐していなかった審判地裁判決は「実り、不正な報告書が県情を反映していない委託料を提出されたりした。」

## 岐阜の渡船訴訟 県への返還確定

最高裁が上告棄却

岐阜県が長良川で運営する渡船事業をめぐる、運輸実態がないのに県から委託料が支払われたとして、住民側が当時の渡船組合長らに損害賠償を求めた訴訟の上告審で、最高裁第一小法廷（桜井龍子裁判長）は、提訴した住民側と、訴えられていた同県海津市と元組合長側の上告を、いずれも棄却する決定を出した。24日付。同市と元組合長2人に計約1700万円を県に返還するよう命じた二審・名古屋高裁判決が確定した。

問題となったのは、海津市

2010.06.29 朝日

を通じて支払われた1995～99年度の委託料。虚偽の業務報告に基づいていたとして住民側「くらし・しぜん」のち 岐阜県民ネットワーク」（事務局＝寺町知正・同県山県市議）が計約2200万円の賠償を求めていた。

中

2010.06.29 中日

## 長良川渡船委託料 判決確定

### 住民「速やかに返納を」

県が海津市などに委託して運営していた長良川の渡船事業をめぐり、運輸実態が委託内容にそぐわないとして市民団体が市や組合長らに委託料を県に返還

するよう求めた訴訟で、双方の上告を退けた最高裁第一小法廷。県と海津市、渡船組合の運営のずさんさを認め、一九九九年の提訴から十一年越しの決着に「住民側の勝訴率

訴えを起した「くらし・しぜん」のちのち 県民ネットワーク」代表の寺町知正さん（まご）は、一九九九年の提訴から十一年越しの決着に「住民側の勝訴率

が極めて低い住民訴訟している」と強調。当時、堀土木事務所長への返還請求は認められなかったが、県に対し「速やかに過去の分を調査し、返還請求すべきものはきちんとすべきだ」と求めた。

渡船業務を請け負っていた日原渡船組合の市川保彦組合長（こ）は「言われるまま協力してきた立場なのに、こういう結果になってしまふ残念。組合員と相談し、市と今後の対応を協議したい」と困惑気味に話した。

一方、返還命令を受けた海津市の松水清彦市長は「判決の結果を真摯に受け止め、対応